ARFP ファンドの募集等に係るタイムライン

X-10日

「外国投資信託証券取扱届出書等」の提出(協会)

代行協会員は、「外国投資信託証券取扱届出書等の基礎となる書類」の選別基準への 適合状況等について確認の上、「外国投資信託証券取扱届出書等」を日証協へ提出する。

外国証券の取引に関する規則第18条第1項

(販売開始の届出等)

代行協会員は、当該外国投資信託証券について別に定める様式により作成した「外国投資信託証券取扱届出書」、選別基準への適合状況に係る「確認書」及び代行協会員契約に係る契約書の写しその他本協会が必要と認める書類を本協会に提出しなければならない。

⇒ 日証協は、ARFP 選別基準(外国証券の取引に関する規則第 16 条第 2 項又は同規則第 17 条第 2 項)に係る適合性について形式審査を行い、その結果を、代行協会員に連絡する。結果の連絡を受けた代行協会員は、当該結果を代理人へ連絡する。(X – 5 日)

X-4日

「外国投資信託証券取扱届出書等」の提出(金融庁)

日証協から代行協会員経由にて連絡を受けた代理人は、「外国投資信託証券取扱届出書等」及びホーム国発行の「ARFPルールに適合したことを証する書面」の写し(基礎となる書類は除く)を金融庁に提出する。

⇒ 金融庁は、ARFP・MOC に基づき、ARFP ファンドとしての適合性を確認し、 その結果を代理人へ連絡する。(X-2日)

ΧВ

「外国投資信託に関する届出書」の提出(金融庁)

【ホスト国における ARFP 認証】

- ・ 投資信託及び投資法人に関する法律第58条又は同法第220条
- 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第96条

X + 1 日

「有価証券届出書」の提出(財務局)

金融商品取引法第4条第1項(抜粋)

(募集又は売出しの届出)

有価証券の募集又は売出しは、発行者が当該有価証券の募集又は売出しに関し内閣総理大臣に届出をしているものでなければ、することができない。

X + 2 日

外国投資信託の仮募集の開始

(販売用資料 (金融商品取引法第13条第5項) 等による勧誘)

X + 1 7 日

 α 日

「有価証券届出書」の効力発生

外国投資信託の募集開始

(目論見書による勧誘)

• 金融商品取引法第8条第1項(抜粋)

(届出の効力発生時期)

第4条第1項から第3項までの規定による届出は、内閣総理大臣が第5条第1項の規定による届出書を受理した日から15日を経過した日に、その効力を生ずる。

• 金融商品取引法第15条第2項(抜粋)

(届出の効力発生前の有価証券の取引禁止及び目論見書の交付)

発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機 関又は金融商品仲介業者は、前項の有価証券又は既に開示された有価証券を募集 又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合には、目論見書をあらかじめ又 は同時に交付しなければならない。

~

● ARFP ファンドが選別基準不適合となった場合

「外国投資信託証券選別基準不適合の通知書」の提出(協会)

外国証券の取引に関する規則第21条第4項(抜粋)

(資料の送付等)

代行協会員は、代行業務に係る外国投資信託証券が選別基準に適合しないこととなったときは、直ちに、その旨を本協会に報告するとともに、当該外国投資信託 証券を顧客に販売した協会員に通知しなければならない。

⇒ 日証協は、代行協会員から提出を受けた「外国投資信託証券選別基準不適合 の通知書」を金融庁に提出する。